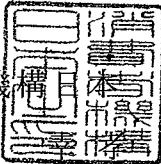


2020年(令和2年)5月20日

株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩 様

適格消費者団体 消費者機
特定非営利活動法人 佐々木
代表理事



申入書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

当機構に対して、貴社に関する情報提供がありました。当機構内で貴社に対する情報を検討した結果、結婚式・披露宴会場利用に関する共通約款と勧誘に下記の問題点があるとの結論に達しました。

そこで当機構は、貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記の通り是正を申し入れます。

つきましては、本書面に対する貴社の文書による回答を2020年6月30日(火)までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容を当機構ホームページ等に公表いたします。

また当機構は、消費者契約法第23条第4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 事務局 石塚 英司
専務理事 磯辺 浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

申入れ事項

1. 共通約款 11条3項（1）①

＜申入れの趣旨＞

結婚式等の契約を解約をした場合、契約成立の当日から、結婚式等開催日より 150 日前までの間は、実費のほか申込金の全額（10万円）を解約料として徴求する規定を削除してください。

＜申入れの理由＞

貴社は、11条3項（1）①において、消費者の都合により結婚式等の契約を解約をした場合、契約成立の当日から、結婚式等開催日より 150 日前までの間は、実費のほか申込金の全額（10万円）を解約料として徴求する旨定めています。当該条項は、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項に他ならないことから、消費者契約法9条1号の適用を受けるものです。

そして、当該条項によれば、貴社は、解除事由の如何に関わらず、結婚式等開催日より 150 日以上前の時点においても（たとえば、それが結婚式等開催日より 365 日以上前であっても）、申込金を支払った当日から一律 10万円を解約料として、すなわち、違約金として徴求するものであり、当該解約料の金額は、結婚式等開催日より 150 日以上前の時点における解除に伴い貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えるものであって、当該超える部分は消費者契約法9条1号により無効です。

なお、「平均的な損害」については、貴社が他の消費者との間で当該日時・場所における契約を締結する機会を失ったことによる利益（逸失利益）が含まれる場合があるとしても、決して無限定に認められるものではないと思料いたします。

裁判例においても、消費者が、契約成立日の6日後、挙式予定日より 1 年以上前の時点で解約し、申込金 10 万円の返還を求めた事案において、「挙式予定日の 1 年以上前から被控訴人店舗での挙式等を予定する者は予約全体の 2 割にも満たないのであるから、被控訴人においても、予約日から 1 年以上先の日に挙式等が行われることによって利益が見込まれることは、確率としては相当少ないのであって、その意味で通常は予定し難いことといわざるを得ないし、仮にこの時点で予約が解除されたとしても、その後 1 年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待し得る時期にあることも考え合わせると、その後新たな予約が入らないことにより、被控訴人が結果的に当初の予定どおりに挙式等が行われたならば得られたであろう利益を喪失する可能性が絶無ではないとしても、そのような事態はこの時期に平均的なものとして想定し得るものとは認め難いから、当該利益の喪失は法 9 条 1 号にいう平均的な損害に当たるとは認められない。」として、申込金 10 万円を違約金として徴求する定めは 9 条 1 号により無効であると判断されています（東京地裁平成 17 年 9 月 9 日）。

2. 不当勧誘行為（退去妨害）の差止め

＜申入れの趣旨＞

退去妨害と評価されるような不当な勧誘行為を行わないようにしてください。

＜申入れの理由＞

当機構が得た情報によれば、貴社における勧誘の多くは、来訪した当日の申込みを強く勧めるもので、数時間以上の長時間にわたるものが複数見受けられ、さらには深夜過ぎまで勧誘が行われた事例にも接しているところです。持ち帰って検討したい等、消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず（退去する旨の意思表示は、明示・默示を問わないとされています。）、勧誘を継続し、消費者を困惑させて契約の申込みをさせる行為は、消費者契約法で取消事由とされている退去妨害に該当します（消費者契約法4条3項2号）。

については、退去妨害と評価されるような不当な勧誘行為を行わないよう、従業員に対し、周知徹底するとともに、再発防止に必要な措置を講ずるよう求めます。

以上